

石狩川下流水防連絡協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、石狩川下流水防連絡協議会（以下『協議会』という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、札幌開発建設部が管理する一級河川の水害の防止や**軽減**を図るため、重要水防箇所の周知及び河川水防情報の提供及び**減災に関する取組**等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、次の事業を行う。

- (1) 重要水防箇所の周知に関すること。
- (2) 水防情報、水防警報及び洪水予警報の連絡に関すること。
- (3) 合同の河川巡視に関すること。
- (4) 水防訓練に関すること。
- (5) 水防資材の整備状況に関すること。
- (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関すること。
- (7) 減災の取組に関すること。**
- (8) その他に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表－1に掲げる関係機関をもって組織する。

2 協議会に委員会、幹事会及び部会を置く。

3 事業を行うにあたり、別に定める減災対策委員会を置くものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 委員若干名

幹事長1名 幹事若干名 部会長1名

(会長及び副会長)

第6条 会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

2 会長は、札幌開発建設部長をもって充てる。

3 副会長は委員の中から会長が指名する。

(委員及び委員会)

第7条 委員は、関係機関の長並びに担当部局長をもって充てる。

2 委員会は、必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。

2 幹事長は、札幌開発建設部事業調整官をもって充てる。

(幹事及び幹事会)

第9条 幹事は、別表－1に掲げる関係機関の担当者をもって充てる。

2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

3 幹事会の事業は委員会に報告し、その承認を受ける。

4 幹事長は、委員会の承認を受けた後、速やかに部会に通知し、その指導に当たるものとする。

(部会長)

第10条 部会長は、部会を運営し、会務を処理する。

2 部会長は、札幌河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長とする。

3 部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

(部会)

第11条 部会は、別表-1に掲げる関係機関をもって組織する。

2 部会は、必要に応じ部会長が招集し、協議会の目的達成のための事業の実施を行う。

3 部会長は、事業の実施に当たり計画書を作成し、幹事長に報告するものとする。

4 部会長は、部会事務の運営経過等について幹事長に報告するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、札幌開発建設部防災課に置く。

2 部会の事務局は、札幌河川事務所、江別河川事務所、岩見沢河川事務所、滝川河川事務所置く。

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、委員会の決定による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和57年7月1日から施行する。
- 2 昭和59年4月5日から一部改正する。(日本国有鉄道札幌・旭川鉄道管理局の加入)
- 3 昭和62年4月8日から一部改正する。(日本国有鉄道組織改革に伴う呼称等)
- 4 昭和63年4月8日から一部改正する。(石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織の名称及び役職名等)
- 5 平成元年4月10日から一部改正する。(北海道電力株式会社の加入)
- 6 平成2年4月13日から一部改正する。(石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織の名称)
- 7 平成7年4月14日から一部改正する。(札幌土木現業所、札幌市の組織変更に伴う組織名称及び役職名等)
- 8 平成8年4月12日から一部改正する。(石狩支庁、空知支庁、北海道旅客鉄道株式会社の組織変更に伴う組織の名称)
- 9 平成9年6月1日から一部改正する。(北海道の組織変更に伴う組織名称及び役職名等)
- 10 平成10年4月1日から一部改正する。(北海道旅客鉄道株式会社の組織変更に伴う組織の名称)
- 11 平成12年4月14日から一部改正する。(石狩川開発建設部、北海道電力株式会社の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 12 平成16年4月15日から一部改正する。(滝川市及び北海道電力株式会社の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 13 平成16年4月15日から一部改正する。(札幌開発建設部の加入)
- 14 平成17年4月13日から一部改正する。(札幌管区气象台の加入及び札幌土木現業所管理課長の加入)

- 15 平成17年4月13日から一部改正する。(札幌開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 16 平成18年4月17日から一部改正する。(石狩支庁、空知支庁の地域政策課の所掌の変更に伴う変更)
- 17 平成18年4月17日から一部改正する。(岩見沢市、栗沢町、北村の市町村合併に伴う変更)
- 18 平成18年4月17日から一部改正する。(美唄市の組織改定に伴う変更)
- 19 平成20年4月17日から一部改正する。(札幌開発建設部及び石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 20 平成21年4月21日から一部改正する。(石狩川開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 21 平成22年4月21日から一部改正する。(開発局の組織改正及び北海道の機構改組組織名称及び役職名)
- 22 平成23年5月25日から一部改正する。(札幌開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 23 平成26年4月21日から一部改正する。(札幌管区気象台の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 24 平成26年4月21日から一部改正する。(旭川地方気象台の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 25 平成26年4月21日から一部改正する。(札幌市の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 26 平成27年4月17日から一部改正する。(札幌開発建設部の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 27 平成28年4月22日から一部改正する。(夕張市、歌志内市、上砂川町の加入)
- 28 平成28年4月22日から一部改正する。(北海道及び札幌市の組織変更に伴う組織名称及び役職名)
- 29 平成28年5月27日から一部改正する。(「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組に伴う減災対策委員会の設置等)

石狩川下流減災対策委員会 設置要領（案）

（名称）

第1条 この会議は、「石狩川下流減災対策委員会」（以下「減災対策委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 この減災対策委員会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、石狩川下流水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。

（減災対策委員会）

第3条 減災対策委員会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

2 減災対策委員会に会長を置き、会長は札幌開発建設部長とする。

3 会長は、減災対策委員会の事務を掌理する。

4 会長は、減災対策委員会の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第4条 減災対策委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（部会）

第5条 減災対策委員会に地域ごとに部会を置く。

2 各部会は、別表－3の職にある者をもって構成する。

3 各部会に部会長を置き、部会長は札幌河川事務所長、千歳河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長及び空知川河川事務所長とする。

4 部会長は、各部会の事務を掌理する。

5 部会は、各地域における第4条第3項に掲げる事項を実施する。

6 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(担当者部会)

第6条 各部会の下に、担当者部会を置く。

2 各担当者部会は、別表－4の職にある者をもって構成する。

3 各担当者部会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会に報告する。

4 部会長は、担当者部会の同意を得て、必要に応じて別表－4の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(会議の公開)

第7条 減災対策委員会及び部会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、各会議に諮り、非公開とすることができる。

2 担当者部会は、原則非公開とし、担当者部会の結果を部会へ報告することにより公開と見なす。

(減災対策委員会資料等の公表)

第8条 減災対策委員会及び部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会議の了解を得て公表しないものとする。

2 減災対策委員会及び部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 減災対策委員会及び部会、担当者部会において、庶務を行うため事務局を置く。

2 減災対策委員会の事務局は、石狩川下流水防連絡協議会規約第12条に基づく事務局とする。

3 部会の事務局は、別表－3に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。

4 担当者部会の事務局は、別表－4に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、部会で定め協議会に報告するものとする。

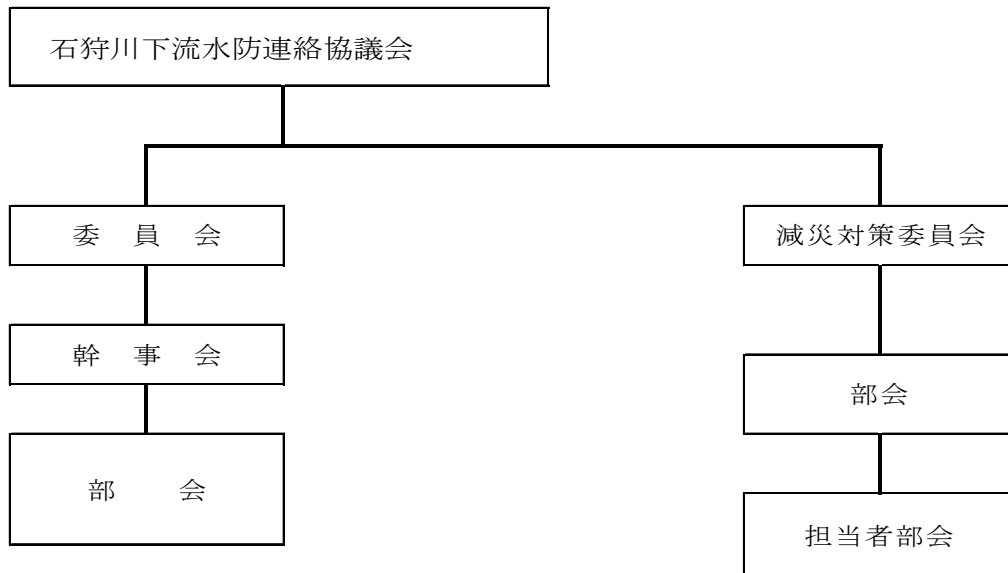
(附則)

第11条 本要領は、平成28年5月27日から施行する。

石狩川下流減災対策委員会 一覽表

関係機関	委 員 会																																						
開 発 建 設 部	札幌開発建設部長 (会長)																																						
気 象 台	札幌管区气象台気象防災部長 旭川地方气象台長																																						
北 海 道	石狩振興局長 空知総合振興局長 上川総合振興局長																																						
市 町 村	<table border="0"> <tr> <td>札幌市長</td> <td>南幌町長</td> </tr> <tr> <td>江別市長</td> <td>奈井江町長</td> </tr> <tr> <td>千歳市長</td> <td>由仁町長</td> </tr> <tr> <td>恵庭市長</td> <td>長沼町長</td> </tr> <tr> <td>北広島市長</td> <td>栗山町長</td> </tr> <tr> <td>石狩市長</td> <td>月形町長</td> </tr> <tr> <td>当別町長</td> <td>浦臼町長</td> </tr> <tr> <td>新篠津村長</td> <td>新十津川町長</td> </tr> <tr> <td>岩見沢市長</td> <td>妹背牛町長</td> </tr> <tr> <td>美唄市長</td> <td>秩父別町長</td> </tr> <tr> <td>芦別市長</td> <td>雨竜町長</td> </tr> <tr> <td>赤平市長</td> <td>北竜町長</td> </tr> <tr> <td>三笠市長</td> <td>沼田町長</td> </tr> <tr> <td>滝川市長</td> <td>幌加内町長</td> </tr> <tr> <td>砂川市長</td> <td>上富良野町長</td> </tr> <tr> <td>深川市長</td> <td>中富良野町長</td> </tr> <tr> <td>富良野市長</td> <td>南富良野町長</td> </tr> <tr> <td>夕張市長</td> <td>歌志内市長</td> </tr> <tr> <td>上砂川町長</td> <td></td> </tr> </table>	札幌市長	南幌町長	江別市長	奈井江町長	千歳市長	由仁町長	恵庭市長	長沼町長	北広島市長	栗山町長	石狩市長	月形町長	当別町長	浦臼町長	新篠津村長	新十津川町長	岩見沢市長	妹背牛町長	美唄市長	秩父別町長	芦別市長	雨竜町長	赤平市長	北竜町長	三笠市長	沼田町長	滝川市長	幌加内町長	砂川市長	上富良野町長	深川市長	中富良野町長	富良野市長	南富良野町長	夕張市長	歌志内市長	上砂川町長	
札幌市長	南幌町長																																						
江別市長	奈井江町長																																						
千歳市長	由仁町長																																						
恵庭市長	長沼町長																																						
北広島市長	栗山町長																																						
石狩市長	月形町長																																						
当別町長	浦臼町長																																						
新篠津村長	新十津川町長																																						
岩見沢市長	妹背牛町長																																						
美唄市長	秩父別町長																																						
芦別市長	雨竜町長																																						
赤平市長	北竜町長																																						
三笠市長	沼田町長																																						
滝川市長	幌加内町長																																						
砂川市長	上富良野町長																																						
深川市長	中富良野町長																																						
富良野市長	南富良野町長																																						
夕張市長	歌志内市長																																						
上砂川町長																																							
北海道電力 株式会社	札幌支店長 旭川支店長																																						

組織構成図



石狩川下流減災対策委員会 部会構成員

別表一-3

部会長 重複自治体

		部会							
		豊平川外	千歳川外	夕張川上流	幾春別川外	雨竜川外	空知川	川	
開設部	札幌開発建設部次長(河川) 札幌河川事務所長 (部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 千歳川河川事務所長 (部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 夕張川ダム総合管理事務所長	札幌開発建設部次長(河川) 岩見沢河川事務所長 (部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 滝川河川事務所長 (部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 空知川河川事務所長 (部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 滝川河川事務所長		
	豊平川ダム統合管理事務所長	江別河川事務所長	夕張川ダム総合管理事務所長	岩見沢河川事務所長 (部会長)	滝川河川事務所長 (部会長)	空知川河川事務所長 (部会長)	滝川河川事務所長		
市町村	札幌市長	江別市長	栗山町長	新篠津村長	滝川市長	芦別市長	札幌市長		
	江別市長 石狩市長 当別町長	南幌町長 北広島市長 恵庭市長 長沼町長 千歳市長 新篠津村長 岩見沢市長 当別町長 月形町長	由仁町長 夕張市長	美唄市長 三笠市長 月形町長	滝川市長 砂川市長 深川市長 奈井江町長 浦臼町長 新十津川町長 妹背牛町長 秩父別町長 雨竜町長 北竜町長 沼田町長 幌加内町長 上砂川町長 歌志内市長	滝川市長 砂川市長 深川市長 奈井江町長 浦臼町長 新十津川町長 妹背牛町長 秩父別町長 雨竜町長 北竜町長 沼田町長 幌加内町長 上砂川町長 歌志内市長	滝川市長 砂川市長 深川市長 奈井江町長 浦臼町長 新十津川町長 妹背牛町長 秩父別町長 雨竜町長 北竜町長 沼田町長 幌加内町長 上砂川町長 歌志内市長	札幌市長 赤平市長 滝川市長 砂川市長 富良野市長 上富良野町長 中富良野町長 南富良野町長	
気象台	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	気象防災部防災調査課長(札幌)	
	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	気象防災部予報課長(札幌)	
北海道	石狩振興局地域創生部長	石狩振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長	石狩振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長	旭川地方気象台防災管理官	
	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長	旭川地方気象台防災管理官	
北海道電力株式会社	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	旭川水力センター所長	
	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	札幌水力センター所長	旭川水力センター所長	
事務局	札幌河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	千歳川河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	江別河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	岩見沢河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	滝川河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	空知川河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	空知川河川事務所 総務課長 河川課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	空知川河川事務所 総務課長 河川課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画 課長・河川管理課長	

石狩川下流減災対策委員会 担当者部会構成員

別表-4

担当事務所長 重複自治体

		担当者部会							
		豊平川外	千歳川外	夕張川上流	幾春別川外	雨竜川外	空知川	川	
開設部	札幌河川事務所長 (部会長)	札幌河川事務所長 (部会長)	千歳川河川事務所長 (部会長)	江別河川事務所長 (部会長)	岩見沢河川事務所長 (部会長)	滝川河川事務所長 (部会長)	空知川河川事務所長 (部会長)		
	豊平川ダム統合管理事務所長	江別河川事務所長	夕張川ダム総合管理事務所長	新篠津村	滝川河川事務所長	滝川河川事務所長	滝川河川事務所長		
市町村	札幌市	江別市	栗山町	新篠津村	滝川市	滝川市	滝川市	滝川市	
	江別市	南幌町	由仁町	岩見沢市	砂川市	砂川市	砂川市	砂川市	
北海道	石狩市	北広島市	夕張市	美唄市	深川市	深川市	深川市	深川市	
	当別町	恵庭市	長沼町	三笠市	奈井江町	奈井江町	奈井江町	奈井江町	
気象台	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	(札幌管区気象台) 水害対策気象官	
	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	石狩振興局地域政策課主幹	
北海道	事業課長(札幌) 当別出張所長	事業課長(札幌) 岩見沢出張所長 千歳出張所長	長沼出張所長	岩見沢出張所長 当別出張所長	滝川出張所長 深川出張所長	滝川出張所長 深川出張所長	滝川出張所長 富良野出張所長	滝川出張所長 富良野出張所長	
	札幌水力センター 土木課長	札幌水力センター 土木課長		旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 名寄土木課長	
北海道電力株式会社	札幌河川事務所 総務課長 計画課長	千歳川河川事務所 総務課長 計画課長	江別河川事務所 総務課長 計画課長	岩見沢河川事務所 総務課長 計画課長	滝川河川事務所 総務課長 計画課長	滝川河川事務所 総務課長 計画課長	空知川河川事務所 総務課長 河川課長	空知川河川事務所 総務課長 河川課長	